HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	COVID-19の危機管理に対する国の財産的責任			
著者	ガブリエル, ドメネク・パスクアル; Gabriel, Doménech Pascual; 鈴木, 光(訳); SUZUKI, Hikaru(translator)			
引用	引用 北海学園大学法学研究,57(1):83-103			
発行日	2021-06-30			

研究ノート

目

序 次 補填義務の類型

COVID-19 の危機管理に対する国の財産的責任

del Estado por la gestión de la crisis del COVID-19" ----Gabriel Doménech Pascual, "Responsabilidad patrimonial

バレンシア大学法学部・正教授

ガブリエル・ドメネク・パスクアル(著 木

光 訳

北研 57 (1・83) 83

几

財産的責任と強制収

緊急事態および医療緊急状況のための特定規範

用に関する一

般規範:予備意見

Ŧi. 不可抗力

個別損害

七

過失

収用措置の採用に対する補填

訳者あとがき 参考文献

序

本稿の執筆時において、さまざまな行政機関による COVID-19(「コロナウイルス」)の危機管理に由来する最終的 (政治、 行政、 刑事上などの)責任を強く求めるのは、時期尚早である。

あるかを分析することは時宜に適っているといえよう。第一に、これは、おそらく、公衆衛生上、正常な状況に戻れ しかし、それがどのような責任で

危機に対処するため現時点で採用し得る行動方針に影響を及ぼす可能性があるからである。これらのすべての主体 所管の官公庁および現在または将来に影響を受ける私人――たとえば、医療物資を供給する企業 第二に、とりわけ、これら将来の責任に関する が、

は

何らかの形で行動する時、

現在の決定から導き出される可能性のある費用と利益に依存する限り、少なくともあ

法制度は、

ば直ちに確実に裁判沙汰になる、重要な実際上の問題だからである。

る程度、前述の責任が何であるかを予測し考慮すると考えられる。

二 補填義務の類型

害を引き起こす可能性がある。 の危機管理に関する行政機関の行為または不作為は、 それには三つの 類型があり得る。 私たちの法秩序の規定にしたがい、 損害賠償義務を伴う損

る。 せず偶然引き起こされた場合、 第一に、これは厳密な意味において、 それは問題となっている行政機関により賠償されるべきか否かを明 財産的責任の問題であり得る。 ここで提起される大問題は、 確にすることであ ある損害が意

え特定の人々に対する犠牲を伴うものであっても、 うべき措置 (私たちの見解では、それらは実質的には収用であるから、その結果として、スペイン憲法第三十三条三項 日判決 (la STC 28/1997, de 13 de febrero, FJ 7) を参照)。いずれにせよ、ここで発生する大きな実際問題は、補償を伴 した行動に対する財産的責任に直面していると考える著者や判決がある(たとえば、 能性がある。 活動から生じる。それにもかかわらず、これらの場合、私たちは収用介入に直面しているのではなく、法律に適合 補填義務は、 補償義務は、 公共の利益 社会福祉の低下をもたらす事故に由来する厳密な意味での財産的責任とは異なり、 を理 由 に特定の人々に故意に損害を与える、 その福祉を増加させる、 または、 実質的な収用措置 最高裁判所一 少なくとも増加させるべ 九九七年二月十三 一の採用 につ ながる たと き

第三に、 国は、 犠牲者に対する扶助または助成的な援助の交付を考慮する規範に基づき、 何らかの損害を補填する に基づき、その義務が課せられると考える)を、補償すべきではない権利の制限、または境界の画定から、

ことである。

区別する

義務を負う可能性

がある。

釈上 -稿は、 の問題を引き起こすと考えられるので、その二類型の分析に焦点を当てたい 一番目 の類型についてもある程度綿密に考慮するが、 おそらく実際には、 最 初 の 二 0

緊急事態および医療緊急状況のための特定規 節

る行政機関 くつ か の法的条項は、 賠償義務を明確に規定する。 私たちが現在経験しているような医療危機状況下での措置採用により発生する損害に対 ここではつぎの二つが際立っ てい る

れ、損害または被害を被る者は、法律の規定にしたがい、補償を受ける権利を有する」と規定する。た行為または処分の適用の結果、責に帰すべき理由によらずして、直接的または個人的に、権利または利益が制限さた行為または処分の適用の結果、責に帰すべき理由によらずして、直接的または個人的に、権利または利益が制限されている。 (以下、LOEAES) 第三条二項は、「これらの事態の有効期間中に採用され 九八一年六月一 日の緊急事態、非常事態、 および戒厳状態に関する組織法 (la Ley Orgánica 4/1981, de 1 de junio,

施設・公共機関および工場の操業に加え、 物的資産または個人的資産への介入、設備・ 第五四条二項は、 二〇一一年十月四日の公衆衛生一 公衆衛生当局は、 般法 とくに深刻かつ緊急の状況下では、予防的に、 製品・物質の製造または商品化に関する条件の決定、 (la Ley 33/2011, de 4 de octubre, General de Salud Pública) 施設・公共機関および工場の予防的閉鎖、 製品、 仕事上の業務の停止、 および物質の固定と没 そして一般に、

。 以

下

と規定する と定める

(第二

|項)。また、「[

健康上危険をもたらす合理的な兆候がある場合には、

備 収

0) 類型が

b 0

とも

てはのちほど言及する。

と指摘するにとどまる。換言すると、この問題に適用可能な一 である。この点について、LOEAES 第三条二項は、被害者は「法律の規定にしたがい、補償を受ける権利を有する」 が戦おうとする危険について責任を負うべき立場にない人々に被害を及ぼすことを予測してい 外の人に損害を与える場合について、何も述べていないことに注意すべきである。 被ったものであれば、 偶発的損害について、 れてきた活動の好ましくない 法律上規定された安全措置の省略 発生させられた場合に寄与すると解釈できる。これらの効果にとり、 仮定は、 る唯一の明らかな点は、 が被る損害の賠償を受ける権利を有しない そこから問題が生じる。 これら二つの規定は、 有害な行政介入を引き起こした公衆衛生上の危機が、必ずしも過失によるものではなく、 換言すると、 それが前述の法的利益を精神的に動揺させたり、 責任を負わない。 その措置の責任が彼らにある場合、補償を受ける権利がないということである。 前述の措置の結果として損害を被る人々は、 (問題を)解決するよりも(むしろ)多くの問題を引き起こしている。 第一に、 偶発的な結果であるかは、 ―の結果であるか、 二つの規定のい 治安を乱す人々は、 ずれ または、ただ単に、今までのところ法律にしたがって実施さ P 重要ではない。 行政が、 妨害から彼らを保護するための警察措 般規定 その その危険が、ある法秩序の違反 彼らの介入につながる状況を引き起こした人以 (の適用) を免除することになるが、これにつ 損害を与えたり、 国は、 (措置) 公衆衛生保護のための警察措置による 公衆衛生上の保護措置が、 採用の理由たる状況に責任を負う 危険に陥れたりした人々が 両規定から導き出され るものが一つもない 前述の人々により 置 の結果として彼 この たとえば、 それら 事実の

するための措置として異常なものは、とくに想定されていない。考えられる違法行為が、健康や治安を混乱させる人

たとえば、

問題となっている公衆衛生上の

危険を軽

損害の原因となる措置が法的法令に違反する場合、

産的責任を定めていない

に対して向けられる場合でも、これらの違反が行政にとり完全に無料でなければならないかは、まったく不明である。 第三に、この二つの規定はいずれも、 特定の保護措置をとらないことにより引き起こされる被害に対する行政の財

これらの問題やその他の問題に答えるには、 強制収用と公権力の財産的責任に関する国の法律で確立された一 般的

四 財産的責任と強制収用に関する一般規範:予備意見

な規定と原則に頼るほかない。

る事例に適用する場合、二つの重要な要素を考慮に入れると良い。 Expropiación Forzosa de 16 de diciembre de 1954)(以下、LEF)に基本的に含まれるこれらの一般規範を、考えられ Sector Público)(以下、LRJSP)第三十二条以下、および一九五四年十二月十六日 二〇一五年十月一日の公共部門の法制度に関する法律 (la Ley 40/2015, de 1 de octubre, de Régimen Jurídico del の強制収用 法 (la Ley de

は極めて困難であり、それこそまさしく際立った問題である。長所は、その開放的構造が並外れた柔軟性を許し、 拠できる確固たる基礎を提供する類似の事例において宣言される私たちの裁判所の判決が示す法解釈を見つけること ないことである。この危機とそれに立ち向かうべく採用された措置があまりにも異常であるため、 な一般規範はそもそも)類似の状況を考慮し(て作られ)たものではないため、具体的な答えも明確な答えも提供し があることである。短所は、私たちが経験しているような極めて並外れた危機が引き起こした問題に対し、(そのよう 第一に、そのような一般規範は非常に柔軟で、曖昧で、不正確であり、 現在の問題(に適用する)には短所と長所 私たちが確実に依 例

外的な集中状況に適応可能なことである。

補、る、基、生、

定内容との間などに見出すことができる。 律が述べているように見える事柄と裁判所による実際の適用方法との間、 けることのできるスペイン行政法の一分野であり、 を欠くことである。 これらの 規範 これはおそらく、多くの変則 の立法構成と、 裁判所によるそれらの学術的解釈と適用 (anomalías) (それらは、 スペインの法律と近隣諸 伝説 (mitos) 彼らが決定に および不一 が、 いずれも著しく混乱し、 用 国 致 11 の法律との間、 る論拠と彼ら (discordancias) 0 私たちの 実際 貫 0 法 0

五 不可抗力

乗り越えなければならない多くの巨大な障害物 COVID-19危機による被害者が、 裁判所に、その被った損害は国が賠償せよと宣言させようとする場 のうち筆頭のも のである。 LRJSP 第三十二条一項は、 不 可

公務執行が引き起こす被害に対する行政機関の財産的責任を除外している。

の行

範 进

を

超

SAEZ (2009) および CONDE ANTEQUERA (2015) の豊富な引用を参照)。 えた原因により引き起こされる、ある予見され得ない、または抑えがたい の条項 の効果により、 不可抗力とは、 ある合併した判例にしたがうと、 出 .来事と理解することができる (SANCHEZ 問題となっている行為者 九九五年七月十一日の最 裁 発、

ないはいすいのい 北研 57 (1・89) 89

成する出来事により引き起こされたとみなすことで正当化される。行政機関に、相当な注意をしても回避できない損 い」と規定する。 の免責は、そのような状況では、その損害は実際には公務執行により引き起こされたのではなく、不可抗力を構

害の責任を問うことは、無意味である。

三月七日判決(rec. 17/2013)参照)。(最高)裁判所は、これらの事実は不可抗力の推測を構成するから、その損害は 108/2012)、二〇一三年七月十日判決 起こされた損害に関し、最高裁判所が基礎を固めた先例にも示されている(二〇一三年四月十五日判決 航空管制官のストライキと、その後の二〇一〇年十二月に緊急事態令を発して領空を閉鎖した政府の反応により引き 防措置を講じても回避できない損害を発生せしめた限りにおいて、この不可抗力の定義に当てはまる。これはまた、 私たちの意見では、COVID-19 の出現は、この疾病がスペインの公務執行とは無縁に発生し、そのうえ、必要な予 (rec. 35/2013)、二〇一三年九月十八日判決 (rec. 55/2013)、および二〇

行政の責に帰すべきものではない、

と判断した。

することができた範囲内で、―― 公務執行とそれとの間には ――、 は軽減できた損害には及ばない。理由は簡単である。 響に違いがあることに示されている。不可抗力が意味する免責は、必要な予防措置を講じていれば回避できた、また た。それは、 あったが、スペインの行政機関は、彼らの行為と不作為により、それを悪化させることも軽減させることも可能であっ 能性が完全に排除されるとは思わない。 しかし、不可抗力の同時発生により、この危機の情勢下で国民が被った損害に対し行政機関が財産的責任を負う可 (類似の国々の)各当局が採用した予防的職務が一様ではなく、この汎流行病が類似の国々に及ぼした影 この汎流行病が誘発した被害は、 行政が必要な手続きを採用していれば追加的被害の発生を回 補償義務の発生に必要な因果関係が存在すると判断 確かにある程度までは避けられ ない .もので

あろう。

できるからである。 実際に提起され得る問題は、 ある特定の損害 ―― たとえばある人の死亡 ―― が、「回避可能」であったか、または「不

かは定かではない場合に適用し得る。その結果、比例責任となる。すなわち、補償をしなければならないが、 害を被る可能性を大幅に高めたものの、行政が必要な注意を払って職務を果たしてもなお同様の結果が生じたかどう oportunidad)にしたがって解決される可能性がある。これは、(行政の) 任務懈怠が、犠牲者が最終的に具体化する損 することである。これらの「原因の不特定」の推測のいくつかは、機会喪失の理論(la doctrina de la pérdida とのできた具体的被害と、たとえ彼らの行動が非難に値しないものであってもとにかく発生した具体的被害とを識別 可避」であったかを明確にし、 怠由来と推定される損害を引き起こす確率の増加により慎重に判断する必要がある(全体に 証明することである。換言すると、関係する行政が勤勉に職務を果たせば予防するこ

個別損害

償は、

MEDINA ALCOZ, 2007 および 2019 を参照)。

り除くために処理されるべき手続きの費用までも支払わなければならないからである。犠牲者に「補填」することは、 のは不条理である。なぜなら、 る必要がある」と規定する。この要件の正当性は明らかである。国民の大多数が被った被害を公的機関に賠償させる、、、、、、 LRJSP 第三十二条二項は、 補償の 同じ国民が、 原因となる損害を申し立てるには、「個人または個人の集団に関して個別化され 租税制度を通じて、対応する補償金のみならず、 行政 の財産的責任を取

逆説的に彼らの状況を悪化させるであろう。片方のポケットに入るお金は、もう片方から出るお金より少なくなるで

これらの行動が近い将来スペイン社会全体に引き起こす負の経済的影響は、極めて深刻であると予測される。 財産的責任ではなく、 的に補償する可能性は非常に高い。 な豊かさを保護するため、とりわけもっとも貧窮している人々の経済的な豊かさを保護するため、全体的または部分 がって、 のスペイン国民が並外れて巨大な損害を被った、あるいは被りつつあり、誰もそれから逃れられない。 前述の理由により、これらの一般的被害を補償することにはあまり意味がない。公的機関が、自国の経済 極めて多様な目的と原理に応じて構成された、 しかし、この場合、この目的を達成するためのもっとも効果的かつ公正な道具は 助成または扶助的な援助を与えることである。 少なくとも、

この危機管理の枠組みにおける行政機関に責を帰すべき行為と不作為の結果として、多かれ少なかれ、

または財産上の損害が、 えるような、 流行病の管理の結果として、 囲内の個別損害を引き起こした可能性を自明の理として排除できるとは考えられない。そのため、 それにもかかわらず、危機の際、行政機関が特定の個人または個人の集団に、LRJSP 第三十二条二項が意味する範 特別の、 極めて甚大な被害を理解しなればならない。たとえば近親者の死亡など、 前述の個別損害の法的概念に適合すると考えることは、何ら不合理ではない。 一般的に国民が耐え忍んだ被害、そして今後も耐えなければならないであろう被害を超 特定の 私たちは 個 人的損害

より大きな社会的有用性を引き出すことのできる人々に資力を割り当てることができる。

これらの援助は、より費用のかからない手続きを通じて与えられ、もっともそれを必要とする人々、またはそれから

七 逅生

第一はその責任の客観的性質である。第二は「侵害」または「違法な損害」の概念である。ある損害について国が責 スペインにおける行政機関の財産的責任を規制する規定の支配的解釈は、 おもに二つの軸を中心に行われてきた。

ほぼすべて

のような場合にのみ 体の違法性にある。 任を負うか否かを決定する鍵は、損害を引き起こした行動が正しかったか誤っていたかではなく、 国は、犠牲者が負担すべき法的義務のない違法な損害を引き起こした場合は常に、 ― 責任を負う。 有害な結果それ自

よりすでに課されていること、したがって、それは立法者と法律適用担当機関の両方を拘束することが確言され 法裁判所判決に示されている。すなわち、それらの判決において、その客観的性質はスペイン憲法第一〇六条二項に 解釈の終わりから二番目の里程標は、二〇一八年十月十七日(112/2018)および二〇一九年六月五日 これは、 (RODRIGUEZ FERNÁNDEZ, 2018 の評釈を参照)。 半世紀以上にわたり、 圧倒的多数の著者と事実上すべての司法機関により一斉に繰り返されてきた。 (79/2019)

わち、ごくまれな例外を除き、 のである、と、どれほど断言しても、実のところ、実際には、 が適用される (MIR PUIGPELAT, 2008)。 または異常な対応といえる執行をしたために損害が引き起こされた場合にのみ責任を問われるという、 返されているにもかかわらず、 動機づける論拠とその中身との間には、 それにもかかわらず、 私たちの裁判所が行うと述べていることと実際に行っていることとの間には、 多くの場合、 無過失責任がないのである。 体系的で難解かつ明白な齟齬が存在する。そこに示された解釈が何度も繰 著者の大半とほぼすべての裁判所が、 行政機関には、 事実上、公務が必要な配慮をせず、 現実に適用される一般規則は反対のものである。 行政機関の財産的責任は客観的 何らか の欠陥 過失責任制 のある 度

WARTENBERG (2001); MEDINA ALCOZ (2012)]。ひとつの非常に便利なからくりは、 過失責任の法則を取り入れることである。すなわち、 の結論に到達するため、スペイン法学は、大量の怪しげな、ごまかしの、 正常な公務執行が行われ、 婉曲的論拠を用いている 行政が必要な予防措置を講じて 因果関係を求めると見せかけ LETELIER

語反復 cap. XXI, IV, 2)。それにもかかわらず、判例は、これらの理由は法律により明らかに確立されているという想定され に明示的に課す法律上または正規の規定はひとつもない。実際、 引き起こされた損害の違法性は否定された。この場合、および他の同様の場合、被った損害を受忍する義務を犠牲者 た要求を繰り返し否定している。したがって、たとえば、 いと意図される被害を [決定する、または強いる] 資格によって構成されなければならない」 とも指摘していた (1993) 題の被害を合法化する正当な理由がない限り」、その損害は違法と判断されなければならない、と指摘する。 また彼ら ない一般的な判断基準の案出には成功していない。GARCIA DE ENTERRIA と FERNANDEZ RODRIGUEZ は、「問 いつ存在するか、 念の循環により支持される。 ていれば、 変えなければならないと言われる。それにもかかわらず、もっとも頻繁に利用される戦略は、「損害の違法性」に訴え なぜ例外を設けるのかについて納得行くまで正当化される理由がひとつも示されぬまま、 この最後の論争上の操作は、「法律にしたがって受忍する法的義務を伴わない損害」(LRJSP第三十二条一項) 当初、「これらの正当化の理由は、 ひそかに過失責任を忍び込ませる方法である。すなわち、正常な公務執行が行われ、必要な配慮措置が講じられ (tautología)である(GARCÍA AMADO, 2012)。そのような言明をはらむ循環論法を避けるには、この義務 犠牲者が被った損害は前述の執行に起因するものではないと宣言される。また、予審に付された場合には、 犠牲者はその被る損害を受忍しなければならず、したがって、重大な違法はない、と評価され あるいは存在しないかを明確化する別の判断基準が必要である。しかし、学説も判例も、 犠牲者が法律上の受忍義務を負わない損害を賠償しなければならないということは 評価され得るものとして表現されなければならず、かつ、常に、法律上望まし 必要な配慮措置が講じられた場合、 前述の著者らはすでに(見解を)訂正し終えており、 単に、 医療扶助の給付により 客観性の判断基準を 司

今度は、「完全に不可避であり、実際には望ましく、または少なくとも最終的には受忍すると考えられる被害であると

団生活における一般的な(租税)負担」)、その妥当性を正当化または説明することのできる理論的判断基準の表明は さらに著者らは、 決定する、または強いる法的資格がない限り常に」責任があると述べる。これははるかに広範囲の方式を構成する。 これらの理由を示すいくつかの例を記してはいるが(たとえば、 税金の支払い、 または 人や集

断念している(2017, cap. XXI, IV, 3)。

の) (GARCÍA AMADO, 2012) として機能しており、 違法性の概念は、完全に空虚な一種の「仕立て屋の引き出し (cajón de sastre)」(がらくた入れ、 裁判官はその規準や直観をよく知らぬまま(それを)記載して 包括的 なも

となる(この義務の範囲の決定については、DOMENECH PASCUAL, 2019)。 外される、または適用されなければならないと考える理由は何もない。 (予防措置の) 不作為が、必要な保護を行う義務に対する違反を推定できる過失とみなせる場合に限り補償すべきもの 行政が一定の予防措置を講じていれば防ぐことが可能であった、COVID-19 危機の際に国民が被 さて、私たちが検討する事例において、 同様に、 被害の原因となった、 現在の危機と戦うために採られた措置 私たちの法律で現実に適用される一 ― たとえば、 般法則 ある施設の すなわち過失責任 閉 0 鎖 た損害は、 0) いくつ その が

対する違反の副産物でなければならない[DOMENECH PASCUAL(2010)を参照。反対のものとして、MEDINA その違法性はさらに、 - 困難な — 同時発生の状況を考慮に入れつつ、ある過失、すなわち必要な保護を行う義務に

ただ単に違法と宣言されたという事実だけでは、対応する行政の財産的責任を発生させるには不十分である。

ALCOZ(2005)ねよび FERNANDEZ RODRIGUEZ(2018)]。

行政が、偶然に、または、そのうえ違法な方法で、しかし過失ではなく、

の行使において損害を引き起こした場合、被害者は「その苦痛を耐え忍ぶ義務がある」と理解するに十分な理由

る。 客観責任 (無過失責任) 制度において、行政は、 ――たとえば疑わしい施設の閉鎖など――、 必要な保護をしながら

有責 えば問題の施設の営業など ―― をより高額なものにし、行政介入を呼び起こす可能性があり、これによりその活動 てその量を減少させる傾向がある。それは所管官庁に、ある種の抑止的な、麻酔作用のある効果をもたらす。 行動したとしても、 (過失責任)制度にしたがえば、(今度は)犠牲者が前述の危険にさらされ、それは彼らが実行する活動 - 損害発生の危険にさらされる。その結果、この制度は、行政介入をより高額なものにし、したがっ 反対に、 たと

実行は確実に縮小されるであろう。

もたらす結果ほど重大ではないと考えられる。 過度に干渉し、それが望ましい量に到達するのを妨げる可能性を引き起こすが、これらの最終的な悪影響は にまで高めてしまう危険性を内包する。 制される危険性と、それに関連して、個人が危険な活動を実行する水準を、 しくは、DOMÉNECH PASCUAL, 2010 を参照)。 客観責任 (無過失責任) の規範のもとでは、 反対の法則を適用すると、確かに、 この状況においては、 公衆衛生保護に関する行政権限の適用は、 過失責任の法則が望ましいと思われる これらの活動の自由な進展に対し行政が 社会的に最適な水準を大きく超える程度 行政 の権限 行使が過 (より詳

収用措置の採用に対する補填

は、 COVID-19 による医療の危機的状況を管理するため 各種の権利切除措置の採用を容認している。 の緊急事態を宣言する二〇二〇年三月十四日の政令 463/2020

が、が、地、職、予、方、 お完する目的を達成するのに必要な、あらゆる種類の財産の一時的徴用の実施に同意することができる。その徴用な方公共団体の要請に応じて、とりわけ、安全性サービスまたは重大かつ不可欠な操作者を提供するため、この政令たとえば、その第八条一項は、つぎのように定める。「(権限を) 委任された所轄官庁は、職権で、または自治州やたとえば、その第八条一項は、つぎのように定める。「(権限を) 委任された所轄官庁は、職権で、または自治州や

と規定する [有することができる。] [第 護 0) ために必要な場合は、 第 c) 項 あらゆる種類の財産の b) 項 また (同条は、 保健大臣は)、「この医療危機の文脈に 時的徴用を実行し、 作業場、開発場、または施設に介入し、 強制的な個人援助を課すことができる -ビ、ス、 施設、 お 13 おい て、 よび、 時的に(それら 公衆衛生 製薬部門で 適

める

463/2020は、ある例外を除き、たとえば旅館や飲食店のような特定の企業活動の 実施も一 時 的に禁じている(第

範囲 の下 で何ら の政令はとくに言及していないが、 0 一方それ以外の措 限定に か 直 の結果が発生するのか、 一面した時、 置 それをどのように決定するかである は 同 様の 補填 言 これらの措 義務を発生させな 11 換えると、 置 私たちが 0 1 くつかは いことは 収用に (両 方 収 明らかだと考えられる。 0 直面した時、 用の性質を有するから対応する補償を伴うべ 種 類の措置を如何に区別するかに関し、 そして補償すべきでは 問 題は、 どのような前 ない 利 き 0

DOMENECH PASCUAL, 2012a およざ 2012b)°

2正当な財産上の権利または利益のあらゆる形態の単一の剥奪」と定義する。(水)、いいいいのでは利益のあらゆる形態の単一の剥奪」と定義するかを問わず、強制的に決定された私有財があるか否かにかかわらず、またそれが個人に属するか団体に属するかを問わず、強制的に決定された私有財が、いいいいいいいいいが、 強制 収用を、「それが売却、交換、地代、賃貸、 時的占有、 または単なる(権利)行使の 中、 を意い

その規範に基づき、審理が開始されなければならない。」 という、 といる、 といる。 といる、 といる。 といる、 といる、 といる、 といる、 といる、 といる、 といる、 といる、 といる。 といる。

入や、 ある 的徴用が収用を構成すること、したがって、補償義務を発生させることを示している。それに引き替え、 危険または有害なものであるか、または反対に、奨励するにふさわしい、 成するのか、 これらの 私たちの意見では、ここで二つの概念を区別する鍵は、 (より詳しくは、DOMENECH PASCUAL, 2005 および 2012a)。 前述の政令に規定されている、「業務活動」の禁止、 規定、とり 反対に、それらは補償すべきではない権利の範囲の限界にあるのかは、 わけ最後の規定の文字通りの文言は、政令 463/2020 の第八条と第十三条に定められ 行政の犠牲となった権利行使が、社会にとり耐 停止、および「中断」もまた収用の性質を備えた措置 望ましい社会活動として取り扱われるかに 明らかではな 企業 え難 7 61 への介 る 1 を構 ほ 時

わしくない。なぜなら、(それは)過度に危険な活動を実行させる経済的刺激になると推測されるうえ、それに伴う危 第 護された利益を侵害する活動を行う人物に対し損害を引き起こす。 一の場合、 行政措置は、公衆衛生上、容認できない危険を意味する活動に対して向けられる。 そのような状況下で補償をすることは、 換言すると、

せる

者に対して行われるが、秩序を維持または回復する他の手段がない場合は、例外的に、合法的に、一九五五年の地方公共団体の機関の公務に関する旧規則第三条は、「秩序の防御的介入は、それ(

れこそ、要するに、さまざまな法律上の規定(たとえば、前述の LOEAES 第三条二項と LGSP 第五

険性 見なされるべきである。 停止を課すところの、前述の政令 463/2020 第十条が規定する禁止は、 負担することになるからである。この観点にしたがうと、 のひとつ すなわち、 公共の利益を理由に犠牲を払う危険性 現在の状況ではあまりにも危険であると考えられる活 補償すべきではない権利の範囲 は、 それを実行する人物ではなく、 0 限界に 納 税者 あると が

措置は、 ある。 を購入するか、または収用するかを決定する際、このことを考慮に入れるべきである。 られる価格より低いと予想した場合にも発生し得ることに注意すべきである。行政は、公衆衛生の保護に必要な資 胆効果は、影響を受ける可能性のある人々が、 うな措置は、 特別な犠牲を強いられる人々に補償をするのが適切である。 反対に、 第二の場合、(行政) 措置は、 たとえば、この材料の製造や輸入 ―― をする気を失わせてしまうからである。それはそれとして、 なぜなら、 したがって、このような場合、 公共の 前述の法律上の利益を損ないもせず、侵害もしない活動を行う人々に、 収用とみなされ、 利益のために犠牲にされる権利行使は、 、補填が伴わなければ)このような状況や他の類似の状況下で社会にとり並外れ 補填を伴うべきである。さもなくば、おそらく深刻な逆効果の結果をもたらすであ 公衆衛生に対する耐え難い危険を意味しない 補償は社会にとり有益な活動を実行する経済的刺激を意味するから、これらの 利益または権利の犠牲に対して与えられるであろう補 利害関係者のみならず、 それゆえ、 医療物資の 活動 の進展を制限する。 社会全体にとっても正当か 故意に犠牲を引き起こす。)徴用 や民間 医療施設 た価値を有する行 これらの 選 が、 この有害な落 への介入のよ 市場 つ有益で むしろ (行政 で得

几

(秩序) を混乱さ

権、利、

者に対する介入を指示しなければならず、それには正当な補償が伴う」と読むことができる)、およびそれらの規定に ついて言い渡した判例やそれに類似する事例の下に隠れている基準(criterio)なのである。

参考文章

pp. 67-100

- Jesús CONDE ANTEQUERA (2015), «La responsabilidad de la Administración por daños derivados de fenómenos naturales: especial referencia al riesgo de inundación», Revista Aragonesa de Administración Pública, 45-46
- Gabriel DOMÉNECH PASCUAL (2005), «La responsabilidad patrimonial de la Administración derivada de la adopción de medidas cautelares», Revista Española de Derecho Administrativo, 125, pp. 65-99.
- Gabriel DOMENECH PASCUAL (2010), «Responsabilidad patrimonial de la Administración por actos jurídicos

ilegales. ¿Responsabilidad objetiva o por culpa?», Revista de Administración Pública, núm. 183, pp. 179-231

- Gabriel DOMÉNECH PASCUAL (2012a), «Cómo distinguir entre una expropiación y una delimitación de la propiedad no indemnizable», InDret, 1/2012
- Gabriel DOMÉNECH PASCUAL (2012b), «Prohibido regar. ¿ Expropiación o delimitación de la propiedad no indemnizable?», Revista Aragonesa de Administración Pública, 39-40, pp. 269-291
- Gabriel DOMÈNECH PASCUAL (2019), «Sobre el poder explicativo del análisis económico del Derecho. En especial, del Derecho de daños», InDret, 2/2019

Tomás Ramón FERNÁNDEZ RODRÍGUEZ (2018), «Existe un deber jurídico de soportar los perjuicios produciros por

- Juan Antonio GARCIA AMADO (2013), «Sobre algunos mitos del Derecho de daños. Causas que no causan e un acto administrativo declarado nulo por sentencia firme», Revista de Administración Pública, 205, pp. 221-237.
- 2013, Aranzadi, Cizur Menor, pp. 65-142 imputaciones objetivas bastante subjetivas», en Mariano José HERRADOR GUARDIA (ed.), Derecho de daños
- Eduardo GARCÍA DE ENTERRÍA y Tomás Ramón FERNÁNDEZ RODRÍGUEZ (2017), Curso de Derecho Raúl LETELIER (2001), «La Falta de Servicio en España», Revista de Derecho. Consejo de Defensa del Estado, núm. 23, Administrativo, Civitas, Madrid, t. II.
- Luis MEDINA ALCOZ (2005), La responsabilidad patrimonial por acto administrativo, Civitas, Madrid pp. 63-79.
- Luis MEDINA ALCOZ (2007), La teoría de la pérdida de oportunidad. Estudio doctrinal y jurisprudencial de Derecho de daños público y privado, Civitas, Madrid
- Luis MEDINA ALCOZ (2012), «Mitos y ficciones en la responsabilidad patrimonial de las Administraciones públicas» Revista Española de Derecho Administrativo, núm. 153, pp. 153-181
- Luis MEDINA ALCOZ (2019), La responsabilidad proporcional como solución a la incertidumbre causal, Civitas, Cizur $(1 \cdot 101)$ 101
- Ignacio RODRÍGUEZ FERNÁNDEZ (2018), «La responsabilidad objetiva de la Administración pública y la Oriol MIR PUIGPELAT (2008), «Responsabilidad objetiva vs. funcionamiento anormal en la responsabilidad patrimonial de la Administración sanitaria», *Revista Española de Derecho Administrativo*, núm. 140, pp. 629-652 北研 57

Antonio José SÁNCHEZ SÁEZ (2009), «La responsabilidad patrimonial de las Administraciones públicas por incendios equidistribución del coste del bien común», Revista Española de Derecho Administrativo, 195, pp. 155-192

forestales», Revista de Administración Pública, 179, pp. 87-141.

- (1) スペイン憲法第三十三条三項は、「何人も、公共の利益または社会的利益のため正当な理由があり、かつ法律の定めるところにより las leyes.)」と定める。百地章訳「スペイン憲法」、畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集[第五版]』二四四頁(有信堂高文社、二〇 causa justificada de utilidad pública o interés social, mediante la correspondiente indemnización y de conformidad con lo dispuesto por 正当な補償がなされる場合を除いて、その財産および権利を奪われない。(Nadie podrá ser privado de sus bienes y derechos sino por
- 2 「スペイン憲法」、畑・小森田編・前掲書 los casos de fuerza mayor, siempre que la lesión sea consecuencia del funcionamiento de los servicios públicos.) 」と定める。百地章訳 establecidos por la ley, tendrán derecho a ser indemnizados por toda lesión que sufran en cualquiera de sus bienes y derechos, salvo en 損害賠償を求める権利を有する。ただし、侵害が、公務執行の結果によるものである場合に限る(Los particulares, en los términos スペイン憲法第一〇六条二項は、「私人は、法律の定める条件に従い、財産または権利の侵害に対して、不可抗力による場合を除き、 (訳注1) 二五二頁。

訳者あとがき

のご承諾を得て、その論文 "Responsabilidad patrimonial del Estado por la gestión de la crisis del COVID-19", El 本稿は、スペイン王国バレンシア大学法学部ガブリエル・ドメネク・パスクアル(Gabriel Doménech Pascual)教授

北研 57 (1·102) 102

Cronista del Estado Social y Democrático de Derecho, 86-87, 2020, pp. 102-109 を試訳したものである。邦訳の間違 や表現不足に関する一切の責任は鈴木光にある。

礼申し上げる。 い。また本稿の公表を快くお認めくださった、El Cronista del Estado Social y Democrático de Derecho 編集部にも御 邦訳の過程では、ドメネク教授より度重なるご指導をいただいた。ドメネク教授のご厚意に心より感謝申し上げた